

令和7年度 第2回安城市自立支援協議会 議事録

日時	令和7年10月30日（木） 午後1時30分から3時まで	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	神谷明文委員長、池田真悟委員、大久保みどり委員、都築光男委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、太田崇委員、牧原信介委員、近藤尚樹委員、山北佑介委員、本多純代委員、佐野岸子委員、藤田千恵子委員
	事務局	ふれあいサービスセンター（所長、障がい支援係長）
	庶務	福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課課長補佐兼障害福祉係長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害給付係担当
	欠席者	神谷京三郎副委員長、岡本雅彦委員、飯島徳哲委員、新美萌子委員、平河太郎委員、大見満宏委員
次第	1 神谷委員長あいさつ 2 議題 （1）第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画の実績報告について （2）令和7年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について （3）令和6年度地域生活支援拠点等の実績報告について （4）日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価・要望・助言について （5）就労選択支援の事業所指定に係る市の評価について 3 連絡事項 令和7年度第3回安城市自立支援協議会のスケジュールについて	

（典 礼）

皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第2回安城市自立支援協議会を開催します。私は本日、この会の進行を務めさせていただきます、安城市障害福祉課長の平岩でございます。

それでは、ここからは、着座にて失礼します。

最初に、いくつか確認とご案内をさせていただきます。

まず、本日の資料の確認です。事前に①ホチキス止めした資料、②委員名簿と③カラー印刷の「第7期安城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の概要版」を送らせていた

だいておりますが、お手元にございますでしょうか。

また、机上には「審議会等におけるペーパーレスの推進について」の依頼文書と、それに関する「確認書」を配付しております。こちらにつきましては、会の最後の「連絡事項」において担当よりご説明をさせていただきますので、ご承知おきください。

次に、本日の会議につきましては、公開にて実施し、議事録についても後日、市公式ウェブサイトで公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。ただし、議題4及び5につきましては非公開とさせていただきます。傍聴人におかれましては、議題4に入る前に退席をお願いしますが、議題5の審議終了後、再度入室いただけるようご案内させていただきます。

また、委員には聴覚障害のある方が見えますので、手話通訳者がおります。通訳を行うため、発言する際はお名前を名乗るときから、できるだけゆっくりはっきりと、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、傍聴人に補聴器を使われている方がおみえですので、その聴こえをよくするため、「ヒアリングループ」という機材を傍聴席に設置しております。マイクを通じた音を拾いますので、発言の際は必ずマイクをご使用ください。

なお、本日、安城市町内会長連絡協議会の神谷副委員長、安城市医師会の岡本委員、同じく安城市医師会の飯島委員、安城市特別支援教育推進協議会の平河委員、愛知県衣浦東部保健所の新美委員、安城商工会議所の大見委員の計6名から欠席の連絡をいただいております。

それでは、ただ今から、次第に沿って進めさせていただきます。まず始めに、神谷委員長からご挨拶をいただきます。

1 神谷委員長あいさつ

(神谷委員長)

委員長を務めさせていただきます、神谷でございます。自立支援協議会は、障害のある方が地域で安心して過ごせるように、関係機関・団体が連携して支援体制の整備をいかにするかということを協議する場、その整備が進んでいるか監督する場です。かつてあった自立支援法から名前をとって、今は総合支援法に変わり、対象が障害者の方と、難病に指定されている方にも広がっていますが、中身は変わりません。地域の課題の把握、その解決、支援体制の整備、各関係機関の連携強化、障害者等への支援の中核であります相談支援体制の整備、こういったことが自立支援法の目的であり、その一環として実績や計画をチェックさせていただくというのがこの会議でございます。どうぞ活発なご意見をお願いいたします。今日の議題は、1、2、3、5は報告ですが、4はご承認をいただく議題ですのでよろしくお願いします。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

(典礼)

ありがとうございました。

ここで、議題に入ります前に、地域アドバイザーのご紹介をさせていただきます。地域アドバイザーとは、地域の相談支援体制整備のために、県が各圏域に配置した専門職のことです。本市は、碧海5市と西尾市の計6市で構成する西三河南部西圏域に属しており、この圏域のアドバイザーは令和7年3月末以来、不在となっておりますが、このたび、本協議会の委員でもあられる山北佑介様が就任されました。

山北様からは、会の終わりに本協議会に対するご助言・ご指導を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。議事の取り回しにつきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第3項の規定により、神谷委員長にお願いします。

2 議題

(1)「第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画の実績報告について」
(神谷委員長)

それでは、議題(1)「第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画の実績報告について」説明をお願いします。

[障害福祉課障害給付係汐満課長補佐が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などがありましたらご発言願います。

(藪内委員)

地域生活支援の充実の中で、一人暮らしのための体験部屋の実利用人数が去年は2人だけしかいないのはなぜでしょうか。何か分析されましたか。

(汐満補佐)

議題1の1ページ目のことです。これにつきましては、より詳しい内容が資料の23ページ目にあります。「③体験の機会・場」というところに一人暮らしの体験部屋ということで、社会福祉法人観寿々会さんのバستمートズという生活介護事業所の職員寮の一室を提供していただいて実施しております。アパートで一人暮らしをしてみたいけれども初めてでハードルが高いという方に、体験する機会を提供するというのをやっております。令和6年度の実績としましては、利用できるという支給決定をした方が15人で、そのうち実利用者が2人しかいませんでした。利用したいけれども実際には利用に踏み切れなかったという方が多いというのは、課題だと感じております。こちらにつきましては、相談支援事業所の相談支援員の方が利用にあたってはご支援いただいているので、こういった相談支援事業所の方に協力してもらいながら、利用の促進に努めて

まいりたいと考えております。

(藪内委員)

うちの子どもも体験部屋を利用してみたいという気持ちはありますが、いろいろな障害があるので、障害に合った場所を考えてほしいと思っています。

(汐満補佐)

あくまで一人暮らしの体験なのでヘルパー等は入らず、普通のアパートの一室のようなところで体験していただくということになっております。いろいろな障害に合ったということでしたが、体験部屋は2階にあってエレベーターがないので、車いすの方が利用できないということがございます。車いすの方につきましては、愛知県のやっている事業で、名古屋市だと思いますが、車いす利用の方も利用できるというのもございますので、愛知県の体験部屋を斡旋したいと考えています。

(藪内委員)

それともう一つ、3ページ目にある訪問系サービスのデータは、障害種別で分析したものはないでしょうか。どういった方の介護が多いのか気になったので、そういった質問をさせていただきました。

(汐満補佐)

簡単に説明しますと、一番上の居宅介護につきましては、どの障害が多いかというのは今資料がないのでわかりませんが、身体・知的・精神3障害とも対応しています。重度訪問介護は、重度の身体障害者がほとんど占めていると思います。同行援護は、目の不自由な方に対する支援制度です。行動援護は、行動障害のある方への支援です。重度障害者等包括支援は、重度の身体、医療的ケアの方が主な利用者です。

(藪内委員)

できれば何かまとめていただいたほうが良いかなと感じました。ありがとうございました。

(2) 令和7年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について

(神谷委員長)

議題2「令和7年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について」説明をお願いします。

[太田委員、牧原委員が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などがありましたらご発言

願います。

(稲垣委員)

精神障害者の方が、住むためのお部屋の確保が難しいということですが、身体障害者も難しいという現状があります。市の住宅もバリアフリールームはないと聞きました。バリアフリールームを増やして欲しいと思っています。

もう一つ、共生のまち部会の、人材確保定着育成ビジョンというのが理解できなかったもので、説明してもらえたらいいなと思いました。

(太田委員)

キーワードにある「何はともあれ本人中心」ですが、中にはご自分の住む場所、働く場所、関わる場所、日々の決めることを周りの人が決めてしまうこともあながち少なくないかと思うので、あくまで本人の意思決定を優先して考えられるような支援をできる人材をしっかりと育てていこうということが含まれています。関連する資料を本日何も入れていないので、次回の自立支援協議会で説明を加えさせていただきます。共生のまち部会としてはとても大事な考えですので、ぜひともご説明の機会をいただけたらと思います。

(神谷委員長)

精神科の病院を退院する場合のアパートへの入居支援ですが、これは具体的な方策があるのでしょうか。

(牧原委員)

入居支援をしているところが名古屋にあって、家賃の交渉等もしてくれる事業者が増えてきているそうなので、どういったことをしているのかということを知って活用できたらと思っています。

(稲垣委員)

精神障害者のアパート入居が難しい要因の1つに、保証人のことがあるのではないかと思います。家族がいれば良いですがないと、ますます入居が難しいので、公的な場で保証人のような形のものがあったら、大家さんに対して説明できて少しでも入居しやすくなるのではないかと思います。できればそういったものを考えてもらえたら嬉しいと感じました。

(神谷委員長)

ごもっともですね。ただ役所が独自にできたら良いですが、それをするには立法措置が必要になってくるので難しいかもしれません。しかし、そういったご要望があったということで記録に残していただきましょう。

(3) 議題3「令和6年度地域生活支援拠点等の実績報告について」

(神谷委員長)

議題3「令和6年度地域生活支援拠点等の実績報告について」説明をお願いします。

[本多委員が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などがありましたらご発言願います。ご意見がないようですので、次の議題に移ります。

(4) 議題4「日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価・要望・助言について」

〈非公開のため内容は省略、議題については承認〉

(5)「就労選択支援の事業所指定に係る市の評価について」

〈非公開のため内容は省略〉

(神谷委員長)

ご意見がないようですので、ここで、地域アドバイザーの山北佑介様にご助言をいただきたいと思います。山北様、よろしくお願いします。

(山北委員)

ご紹介いただきましてありがとうございます。地域アドバイザーを今年度させていただいております、カサマイの山北でございます。前回の会議では委員として参加させていただき、下部組織の共生のまち部会にも参加させていただいておりますので、良いも悪いも言いづらいところはあると思いますが、愛知県から委託を受けて、地域の体制整備をしていくという役割を担っておりますので、そういった立場でコメントさせていただきます。

先ほど稲垣委員からもご質問がありましたが、精神障害の方だけではなく身体障害の方もなかなか物件を借りられないという課題があるということでした。そういった現実があるということは私も聞いているところです。愛知県の制度になりますが、10月から住宅セーフティネット法というものが施行されまして、住宅確保要配慮者が安心して賃貸住宅に入居できるようにしていくための法律が、まさに今月施行されたという状況です。市町村ごとに動きがまちまちだという話もありますので、安城市もぜひ整備に取り掛かっていただけたらと思います。愛知県の自立支援協議会の方では、各市町村の自立支援協議会の活性化を目的に実態調査を行わせていただいております。安城市、基幹相談支援センターにも届いているかと思いますが、あまり活発化していないという自治

体もあれば、安城市は部会だけでも10部会ほどそれぞれ違った活動をしていて活発なところもあります。活発なところが良いかというと課題もあって、特定の人たちに負担がかかってしまっているのではないかとという声があり、好事例の報告や研修も企画しています。今年度中に開催予定で、行政や基幹相談の方にお声がかかると思いますので、今ですら頑張っている安城市ですが、ご参加いただいて、なおのこと活性化に向けて取り組んでいただけたらと思います。

最後に、就労選択についてです。どこの事業所がどうということではなく、始まったばかりの制度ですので事業所任せにならずに、こういったアセスメントがなされて、こういったプロセスでどこにその方が繋がっていくのか、プロセスの部分を自立支援協議会も参画をしていただいて、どういう状況かの把握や、こういった部分で頑張ってもらいたいというようなご意見をいただけたらと思います。育てるという意味で自立支援協議会にも協力をいただけたらと思いました。

(神谷委員長)

ありがとうございました。以上を持ちましてすべての議題を終了します。議事の進行につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

3 連絡事項

(典礼)

ありがとうございました。続きまして事務局から連絡事項がありますので、担当からご説明させていただきたいと思います。

[障害福祉課障害給付係丸毛が説明]

4 閉会

(典礼)

最後に閉会にあたり、安城市福祉部長から、お礼のあいさつを申し上げます。

(福祉部長)

福祉部長の近藤でございます。本日はお忙しい中、活発な意見を出していただいて誠にありがとうございました。出していただいた意見は、今後いろいろと役立てていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、今日は共生のまち部会様から中間報告をいただきました。ありがとうございます。日頃活発に地域課題に取り組んでいただいておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。併せて、西三河南部西圏域の地域アドバイザーにご就任いただきました山北様にもアドバイスをいただきました。また今後ともよろしくお願いいたします。最後に皆様方の益々のご活躍に期待いたしまして、お礼のあいさつに代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

(典礼)

以上で令和7年度第2回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。